

プレスリリース

八幡平市冬季特別対策助成を実施します

高齢者世帯などを対象に、寒冷地の生活に伴う経済的負担を軽減

【発表の要旨】

住民税が非課税の高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯と生活保護世帯に対し、 冬期間の生活を支える経費の一部として1世帯当たり7,000円を助成します。

1 対象世帯

令和6年12月1日現在で当市に住民登録されており、令和6年度の市町村民税が非課税の次の 世帯と生活保護受給世帯です。

- (1) 高齢者世帯
 - 65歳以上の者で構成される世帯(令和7年3月31日までに満65歳に達する者を含む)
- (2) 障がい者世帯
 - ア 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者のいる世帯
 - イ 障害基礎年金又は特別児童扶養手当受給者のいる世帯
 - ウ 要介護認定4・5、特定疾患医療又は特定医療(指定難病)を受けている者のいる世帯
- (3) ひとり親世帯

児童扶養手当法に規定する児童が扶養されている母子世帯、父子世帯又は養育世帯

※予算額 22,400 千円 (12 月 11 日 一般会計第7号補正予算議決)※ 12 月 1 日時点での対象世帯 2,926 世帯

2 申請および助成の方法

(1) 申請方法

想定される世帯にはあらかじめ申請書を郵送し、申請書を返送又は 持参により申請

(2) 助成方法

原則として、申請者本人名義の銀行口座への振込みによります。

これまでの助成額(1世帯当たり)

R3:5,000円 R4:6,000円 R5:7,000円

R6:7,000円

3 申請期限

令和7年2月28日(金)まで

【担当】

地域福祉課

福祉総務係 泉山美穂

電話 0195-74-2111 (内線 1113)